

意思疎通についての司法改革とIT

市川清文

大震災の被災者支援のために、ユニバーサルデザイン関連のNPOが精力的に活動している姿が、テレビで紹介されていた。

被災地の自治体などにメールで問い合わせをして必要な物資を確認し、ホームページ上で広く必要な物資の提供を呼びかけ、併せて仕分けボランティアなどへの参加も呼びかけていた。

莫大な量の支援物資が寄せられ、無償提供された倉庫に仕分けボランティアが詰めかけ、働いていた。次々に発送される支援物資。かつてIT革命と呼ばれた新たな情報交換システムが、個人の生活にも社会にも溶け込み、大いに力を発揮していた。

しかし、逆に、このNPOが実は詐欺集団なのではないかとの疑いや、詐欺であるなどの断定がツイッターを通じて発信され、これを見た人からの問い合わせ電話がNPOに殺到して、その対応に忙殺されるという予期しない事態も発生しているとのことであった。

道具は使い方によっては便利であるが、便利さ故に振り回されることもある。特に情報技術の革命的な進化は、その功罪がともに顕著である。

これをどのように使い、どのようにつきあっていくのか、その限界は何で、どのような対応が求められるのか、あるいは社会の仕組みや法的整備等々、情報技術のドラスティックな進化への対応は、未だ緒についたばかりなのかも知れない。

※

1年間、弁護士会の執行部を預らせていただいた。

自分が当会の副会長を担当したのは93年度のことであるから、17年ぶりの執行部であった。

この間、弁護士会の運営に関する状況は、大きく変わってしまっていた。

第1が、司法改革問題を契機として、会員内に厳しい意見の対立が生じていたこと。

第2は、会員数の激増である。

もとより、司法改革の名による各種の制度の新設や改変によって、弁護士や弁護士会の置かれている状況は一変しているし、弁護士の仕事のスタイルについても、従来とは様変わりしている面が多々ある。これらはあちこちで触れられている問題であるし、弁護士会の各種書面においても議論されてきた。

ここでは、これらの問題は一応措いた上で、弁護士会の運営、もっと言えば弁護士会の風通し、会員間の意思疎通、会内民主主義の観点から、昨今の状況を少しだけ振り返ってみたいと思うのである。

※

とにかく、会員数の激増はきわめて顕著である。

自分が登録したころは、新入会員は年に数人というのが相場であったが、司法試験合格者が増え始めた1990年代でも、それほど大きな違いは感じられなかった。

それが、新司法試験に移行して以来、毎年数十人という規模で会員数が増加してきた。こうなると、会員の顔と名前を覚えることは至難となる。うっかりすると、会館内でお会いしても弁護士かどうかすら分からないなどという状況にもなりかねない。

ここ10数年に入会した若手会員が、すでに当会の過半を占めている。

勢い、それ以前からの歴年会員の存在感が薄れていく。

もともと数が少ない少数精鋭とも言える会の雰囲気の中で、物静かな、奥ゆかしい会員が多かったこともあり、この傾向はより顕著になっているように見える。

※

片や、若手会員はバリバリと元気である。当会の若手会員の会務に対する積極的な態度は他会にも誇れるものと思っている。若いというだけでまぶしさを覚えるが、これがエネルギーギッシュに走り回るので、その存在感たるや数以上に大きく感じられる。

つまり、当会内で、確実に世代の格差が生じ始めている気がする。

どの場面でということではなく、漠然とではあるが、拠って立つ世代の違いと何となしの意思疎通の難しさが気になる。

具体的に世代のどこにその線が引けるのかは一概には言えない。たぶん、同じ期であっても人によって大分違うのではないかと思われる。委員会や総会などの会務に足繁く参加されている会員はおそらくそうでもないと思われるので、会務への関与の仕方がメルクマールのひとつになるのだろうか。

いずれにしても、旧来の会員、歴年会員がどこかに置き去りになってしまうような、忘れものをしているような気がしてならないのである。執行部を1年お預かりしての漠然とした気がかりである。

※

他方で、これまで一枚岩のように、団結して人権課題に取り組んできたように見えていた弁護士会の中に、司法改革を挟んで、重大な対立が発生した。

その最たるものは、法務省傘下の日本司法支援センターに対する姿勢であった。

刑事司法は、訴追官である検察官と弁護人とが鋭く対立する構造が保障されて、初めて適正な運用が実現するとされてきた。この弁護人の活動が、ほとんどの刑事事件を占める国選事件を通じて、検察官を傘下に擁する法務省の下部機関との契約によって管理されることになれば、適正司法の枠組みが崩れ、刑事司法は重大な危殆に瀕することになる。

もとより、弁護士は、国家賠償請求をはじめ、国から自由な立場の在野法曹としての活動が保障されてこそ、その使命を果たすことが可能となる。

このような視点に立った場合、国選事件や民事扶助事件が日本司法支援センターの傘下に入ることは、憲法の上からも重大な後退であるとの批判は当然である。

しかし、この制度は、国会によって、総合法律支援法を通じて作られてしまった。弁護士会の批判が国会に届かなかつた結果である。現実に作られてしまった結果、弁護士や弁護士会の取り得る対応は、ごく限られてしまった。

このままでは大変なことになるとして、積極的に日本司法支援センターに入り込み、内側から偏向に抵抗しようとした会員と、そうではなく、この制度に正面から抵抗しようとした原則主義的会員とでは、表面上は真逆の行動を採らざるを得ず、時として感情的とも言える対立まで生んでしまった。

弁護士会の活動を熱心に行ってきた中心的会員であればあるほど、この対立も深刻であった。

司法改革に関しては、これ以外にも、法曹増員に対する考え方や、これに関連した法科

大学院に対する評価、裁判員裁判への対応など、幾つもの鋭い対立が現存している。司法改革を通じて、弁護士の世界に、対立と齟齬、あるいは不協和が広がっていくかのようなのである。

内部対立は不団結と崩壊をもたらす。司法改革を機に、弁護士自治と弁護士の独立にわたっての全般的危機が始まってしまったのかもしれないと思うと、じっとしていられないのである。

※

もとより、弁護士会内には、以前から、いくつかの象徴的な対立や齟齬がなかったわけではない。

たとえば、民暴委員会が精力的に活動を開始した頃には、警察と連携を進める民暴委員会の運動に対し、警察などと鋭く対立してきた刑事弁護センターとの間で、若干の行き違いがあったこともある。

たとえば、犯罪被害予防を提唱した犯罪被害者救済運動が、いつの間にか、予防ではなく、犯罪に遭った後の、加害者（とされた人）の刑事裁判での私刑的参加へと質的に変化してしまったことなどの違和感もあった。

たとえば、最近のハーグ条約問題では、締結を主張する子どもの権利委員会と、締結による弊害を危惧する両性の平等委員会の立場とが、表面上は鋭く対立したりした。

しかしこれらの対立は、本来の対立というよりも、どこに視点を当てて問題を見るのかという視点の問題であったり、どこを重視するのかという問題であったりした。したがって、どちらか一つということではなく、総合的な立場からはいずれも尊重されることが可能な対立であった。

※

これに対し、司法改革に対する見方は、路線の問題にまで波及する根深い争点を孕んでおり、各論者間の融和への道は、必ずしも平坦とは言えない。全般的危機などというと、おどろおどろしいが、昨今の状況は、時にそういいたいくなるほどの深刻さを見せている。

では、解決策はないのかと言えば、そんなことはないというのが、自分の持論である。2月総会でのご挨拶の際、この問題に触れ、議論が必要であること、議論によって必ず乗り越えられると信じている旨を述べさせていただいた。

各論者とも、私怨や私憤から動いているものでないことはもとより、それぞれ高い考察の末の対立なのであるから、そこには必ず出口があるはずであり、出口に至る議論の道があるはずであると言いたかった。

問題は、どのような場で、どのような順序で、あるいはどのようなルールの下で、豊かな議論を展開することができるのかである。

議論の方法論、あるいはもっと端的には意思疎通の方法論が、今、問われている気がする。

※

当会の会員数が500を大幅に越えたにもかかわらず、本人出席のみによって総会が成立していることは、昨今の弁護士会の中では特筆される出来事である。

委任状出席を認めた会では、議論が分かれる問題について、事前の委任状争奪戦によって総会前に予め勝敗が決められてしまう。総会が形骸化し、対立が固定化されるのである。

日弁連の総会なども同様である。あるいは、日弁連の重要な会議においても同様の傾向が見られる。

どのような優れた議論が行われようが、どのような重大な問題提起がなされようが、これを聞いていない事前の委任状によって結論が決められてしまうのでは、議論は意味を持ちようがない。徒労感と無力感、そして空しさが残るだけである。

この点、当会の会員参加型の本来的総会は、きわめてスリリングである。その場での議論で、結論は大きく変わってくる。事前の準備にも力が入るし、当日の議論にも集中しなければならない。まさに民主主義が息づいている。

会員が激増し、世代間の意識格差が否定できない現状においても、会員が顔をつきあわせ、議論の場をもてることは、当会の誇りであり、力である。司法改革に関する対立についても、これを乗り越えられるとすれば、当会を措いて他にないと、密かに思う。その道を探ることは、当会に課せられた崇高な使命なのかもしれない。

※

I Tの話に戻る。

かつて、デジタルデバイドなどの言葉が語られ、I Tを駆使できる人とそうでない人との間の、経済格差を含めた様々な社会的格差が指摘された。しかし、これらが何ら解決されないままに、情報技術の革新はさらに質量とも拡大しつつあり、I Tを使える人とそうでない人との格差は否応なく広がりつつある。またこれとともにデジタルデバイドの問題意識もあまり語られなくなってしまった。

弁護士の世界においても同様の現象が起きつつある。情報技術は、その有効性、利便性から弁護士の世界にも入り込んでおり、委員会活動などにもなくてはならないものになりつつある。

メールの使用はもとより、委員会毎にメーリングリストを組み、また必要なデータをクラウドコンピューティングによって共有する試みも始まっている。

昨年度の執行部では、執行部内のメーリングリストの他、事務局との合同のメーリングリストの2種のメーリングリストを作成して、問題毎に使い分けた（I Tに詳しい筆頭の発案である）。

執行部からの指示はほとんど全てメーリングリストを経由し、執行部の誰もがいつでも指示内容を確認できるようにしていた。資料をデータ化して添付することで、いつでも遡ってその内容を確認できたし、修正なども容易に共同作業が実現した。

当会のホームページ内に会員サイトを設け、会員向けのデータを蓄積整理するシステムも、この年初から稼働を開始した。掲示板機能などが加われば、さらに利便性が向上する。

会員の中には、個人や事務所のホームページやブログを持ったり、ツイッターやフェイスブックなどを使い始めたりする人も増えた。

他方では、これらの利用環境としての携帯情報端末の発展も急ピッチである。

携帯電話からスマートフォン、タブレット型コンピュータなど、かつて存在しなかった情報ツールが私たちに利便性を約束し、多くの会員がその恩恵に浴しつつある。

この度の大震災では、災害対策委員会が準備してきたユレクルコールやWEB171なども試された。

弁護士の世界も、今やI T化にどっぷり浸っているのである。

※

するとここでもデジタルデバイドの問題を生じる。

弁護士の場合には、経済的な問題というよりも、新しい情報技術に付いていけない会員が、委員会活動などから置きざりにされかねないという問題である。

現実には、メールの苦手な会員は、委員会の期日間にやりとりされるメーリングリスト上の膨大な数のメールを見ることができずに疎外感を訴えることがある。簡単に資料を入手できる人とそうでない人との間の利便性の格差も軽視できない。ITによって実現した本庁と支部との地域格差の解消も、ITを使えない会員には味方しない。

ITの利便性を享受できるか否かは、もはや個々の会員の力量の問題に矮小化してしまうことはできず、会活動の民主性の側面からも、総合的な検討の段階に来ていると思われる。

また会としてメールによる会員アンケート調査を行ったり、メールによる持ち回り緊急常議員会なども考えられるところであり、だとすると情報技術の共有は、会のインフラとしても意識される必要がある。

そのためには、個々人の趣味の問題やスキルの問題とされてきたIT利用・コンピュータ技術についても、会の責任として、会員に必要な情報提供をしたり、あるいは研修の対象としたり、あるいは具体的な支援をしたりすることが必要な時期に来ているのかもしれない。

ITを使えないことを会員の自己責任としてしまうことは、会としてのIT利用に限界を設けてしまうのと同時に、情報分野において会員を切り捨てることにもつながりかねない。若手会員が増え、歴任会員の影が薄いと感じられたのは、あるいは、このITを駆使できるか否かの差にも原因があったのかもしれない。

※

会員間の意思疎通の問題について、司法改革とITという異なる切り口から振り返って見た。

意思疎通にとって、きわめて潤沢なツールが開発され、利用できる環境が溢れかえっている反面、意思疎通を困難にする事情も厳然としてある。

司法改革について議論する場はいくらもありそうでいながら、実は遅々として議論が進んでいない。

とまれ、司法改革にしてもITにしても、正面から取り組んでいく以外に解決の道はない。

あとは、これを意識し、重大な課題として取り組めるかどうかである。

会員数が500を超えた今、当会の豊かな民主主義の伝統を生かし守るためにも、この問題を意識し続けたいと思うのである。

以 上